

法人なかま

2023.August

8

No.570

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスで登録のお願い
- 04 第11回通常社員総会を開催
- 05 税務署からのお知らせ
書類の送付先が変わります
- 06 税務署からのお知らせ
国税に関するご相談について
- 07 都税事務所からのお知らせ
地方税共通納税システム
eLTAX電子納税が大変便利です
- 08 改正税法説明会
- 09 税法実務研修会
- 10 会社経理実践講座
- 11 神田わが街
神田博善
代表取締役社長 藤井 城氏
- 13 コラム
経営者のための法律相談
- 14 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 15 食いしん坊手帖
なかや蒲焼店
- 17 コラム
ジャーナリスト 井出留美



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

●第4回税法実務研修会
(集合&オンライン形式)
テーマ「法人の損金③
租税公課・保険料・損害賠償金等」



「新型コロナウイルス」感染拡大
の状況により、研修会等を中止
する場合がありますので、
予めご了承ください。

また、参加の際は参加直前の体調管理、体調
不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗
い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださ
います様、お願い申し上げます。

●第2回会社経理実践講座
(完全オンライン)
テーマ「消費税～インボイス制度の対応について」



第4回
税法実務
研修会
日時：8月18日(金)午後2時～4時
会場：神田法人会2階セミナールーム
講師：東京税理士会神田支部所属税理士

第2回
会社経理
実践講座
日時：8月24日(木)午後2時～4時
講師：東京税理士会神田支部所属税理士

税の暦 8月の税務

- 8月10日
 - 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 8月31日
 - 2 6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
 - 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
 - 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
 - 5 12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
 - 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
 - 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞
 - 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 8月中において都道府県の条例で定める日
 - 9 個人事業税の納付(第1期分)
- 8月中において市町村の条例で定める日
 - 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

[確定申告書等(申告のお知らせ)]

決算期	発送予定日
令和5年7月	8月28日(月)
令和5年8月	9月26日(火)

[予定(中間)申告書]

決算期	発送予定日
令和6年1月(4月・7月・10月)	9月4日(月)
令和6年2月(5月・8月・11月)	10月4日(水)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



公益社団法人 神田法人会

みんながつながる第一歩！

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- ・当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- ・将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはございません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ
のバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



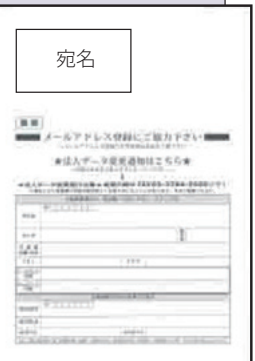
FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例：0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、ー (ハイフン)と_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー イチゼロナナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp



ご注意事項

- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス避けるため、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

第11回通常社員総会を開催

当会の第11回通常社員総会を6月21日(水)学士会館において、午後3時より開催した。

第1号議案 令和4年度決算報告承認の件 第2号議案 理事・監事選任の件はいずれも原案通り承認された。また、令和4年度事業、令和5年度事業計画・収支予算の報告がされた後、山下神田税務署長、三浦千代田都税事務所長よりご祝辞を賜り総会の幕を閉じた。

引き続き、一般財団法人日本総合研究所会長の寺島実郎氏による特別講演が「新たなる日本経済の展望」というテーマで行われた。

講演会終了後、引き続き懇親会が開催され、終始和やかなムードのまま閉会の挨拶により散会となった。



役員任期満了による改選結果

＜理事・監事＞

理事 35 名、監事 2 名（順不同）

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
会長	藤井 隆太	株式会社龍角散	理事	角田 一郎	株式会社マンセイ社
副会長	井上 貴夫	ロータリー製菓株式会社	理事	大原 正道	大原不動産株式会社
副会長	中村 匠	株式会社サガワ	理事	城塚 良一	ザ・フォルテ株式会社
副会長	大家 正光	東英興産株式会社	理事	原島 藤壽	カンダホールディングス株式会社
副会長	平野 恵一	株式会社平野商会	理事	芝崎 麻由美	有限会社芝崎不動産鑑定
副会長	河合 洋	愛三電機株式会社	理事	金枝 総吉	株式会社鎮定本店
副会長	長谷川 博司	三鈴商事株式会社	理事	野村 篤史	新東科学株式会社
副会長	三橋 千晴	株式会社三橋	理事	敦賀 浩明	株式会社オークビルメンテナンス
理事	長谷川 真史	株式会社ハセガワ	理事	葛西 充	株式会社グッド
理事	練生川 淳志	株式会社オール・エージェント	理事	赤間 太一	株式会社申建築設計事務所
理事	佐竹 信敬	株式会社サタケ	理事	早川 智久	ハネクトーン早川株式会社
理事	田中 良一	田中電気株式会社	理事	河合 泰祐	中部電材株式会社
理事	古田 雄一朗	中外徽章 株式会社	理事	廣瀬 直之	廣瀬ビルディング株式会社
理事	中尾 英己	有限会社中尾英己建築設計事務所	理事	長島 吏佳	株式会社エヌ・アール
理事	水野 純治	株式会社日本歯科新聞社	理事	櫻井 良一	櫻井興業株式会社
理事	森田 修平	スター食品工業株式会社	理事	栗下 治康	株式会社リ・プリゼント
理事	小林 秀行	有限会社昇龍館	監事	中曽根 利光	中曽根商事株式会社
理事	藤井 城	博善株式会社	監事	西谷 茂	株式会社西谷塗装店
理事	高遠 和則	千代田ゴム株式会社			

税務署からのお知らせ

書類の送付先が変わります

令和5年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において麹町税務署・神田税務署・日本橋税務署・京橋税務署・杉並税務署・荻窪税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和5年7月10日以降、上記各税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

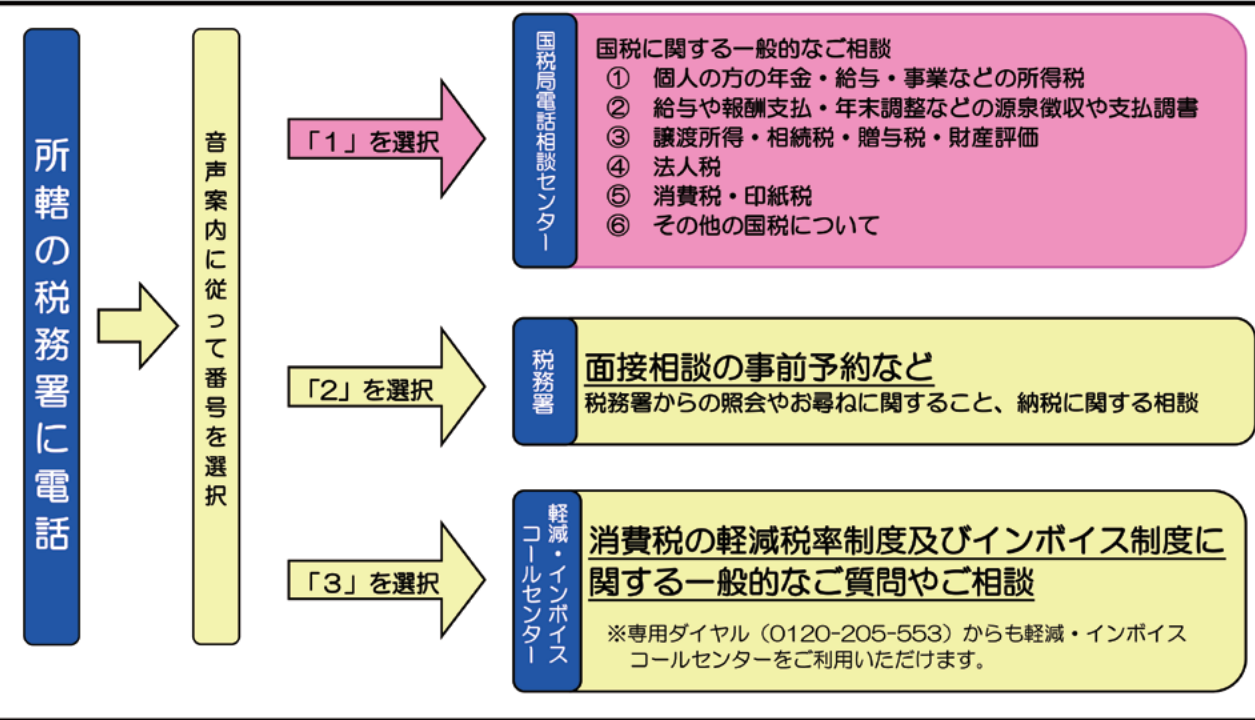
宛 先	東京国税局業務センター大手町分室 《郵便番号》100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
-----	---

ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書によりお問合せをさせていただくことができます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。

税務署からのお知らせ

電話による国税に関する一般的なご相談は 国税局電話相談センターへ！



税務署での面接相談は、 事前予約が必要です！

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしておりますので、あらかじめ所轄の税務署に電話し（音声案内に従い「2」を選択）、事前に相談日時等を予約いただくようお願いいたします。



国税に関する一般的なご質問に対する回答を、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボットでお調べいただけます。

まずは 国税庁 検索



都税事務所からのお知らせ

地方税共通納税システム
eLTAX 電子納税が大変便利です

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

対象税目

	法人都民税・法人事業税 特別法人事業税／地方法人特別税	事業所税 都民税利子割・都民税配当割 都民税株式等譲渡所得割
利用できる手続き	○本税の納付 ○見込・みなし納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

○クレジットカード納付が可能!!

法人事業税・法人都民税等の都税は、
ペイジー納付やダイレクト納付の他に、
クレジットカード納付が可能です。



eLTAX電子納税での
納付方法が増えました!!

○ダイレクト納付が可能!!

事前に登録した金融機関口座から
指定した期日に税額を引き落とすこ
とができる納税方法です。



税理士の方など代理人による
納税手続ができます!!

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

税務担当者向け研修／会場およびオンライン開催

主催：公益社団法人 神田法人会 後援：神田税務署

令和5年度

テーマ

改正税法説明会

令和5年度における
税制改正の概要

参加
無料

このたび当法人会では、法人税、消費税および源泉所得税について、
令和5年度の改正点を中心とした説明会を開催致します。
わかりやすく実務に役立つ内容ですので、この機会に奮ってご参加ください。

日時 令和5年9月22日(金) 午後2時30分～4時

会場 日本教育会館 一ツ橋ホール
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講師 神田税務署法人課税部門担当官

テキスト
・会場参加者には紙の資料を配布致します。
・オンライン参加者は申込ページより
ダウンロードをお願い致します。
※資料は開催1週間前に公開予定です。

会費 無料

定員 会場 500名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日 9月9日(金)まで

申込方法

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

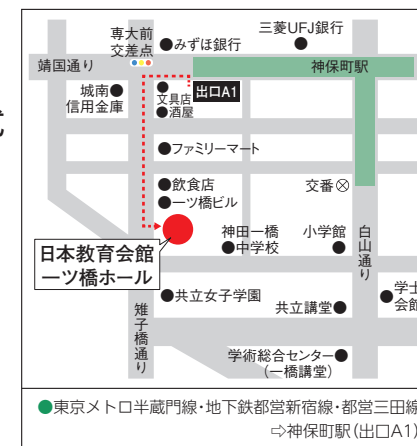
9月の欄の中にある
「令和5年度
改正税法説明会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります



お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

●会場参加

①資料のみ希望の場合は電子版対応となります。

●オンライン参加

①登録時のアドレス宛に自動返信にてZOOMから招待がかかります。

誤入力や当日使用するアドレスが異なる場合にはログインが出来ない場合がございます。

②一つのアドレスで複数人で視聴したい場合は代表者が申込登録を行ってください。

③お使いのネットワーク設定によっては資料ページ（Googleドライブ）に入れない場合がございます。社内のPC・ネットワークより入室される場合はご注意ください。

令和5年度
第5回

税法実務研修会



テーマ

法人の損金④ (減価償却費・修繕費・特別償却費等)

日時	令和5年9月14日(木) 午後2時～4時
会場	神田法人会2階セミナールーム ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
講師	東京税理士会神田支部所属 税理士
テキスト	一般財団法人大蔵財務協会発行 「令和5年版図解法人税」定価3,740円(税込) ※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。
会費	会員 テキスト代のみ 非会員 テキスト代+参加費2,000円/人
定員	会場 50名様まで オンライン 100名様まで
申込期日	9月4日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

- 会場参加
①当会HP事業・研修のご案内より該当研修タイトル会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
- オンライン参加
①当会HP事業研修のご案内より該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
- ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
①開催当日に会場で直接販売致します。
- オンライン参加
①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
④テキストの発送・請求は当会からではなく（一財）大蔵財務協会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

令和5年度
第3回

会社経理実践講座



テーマ

資金繰りとキャッシュフロー

日時	令和5年9月26日(火) 午後2時～4時
会場	ZOOMウェビナーを用いた完全オンライン形式
講師	東京税理士会神田支部所属 税理士
テキスト	株式会社税務研究会発行「経営に役立つ管理会計 導入から応用まで」 定価2,200円(税込) ※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。請求書は発送時に同梱となります。
会費	会員 テキスト代のみ 非会員 テキスト代+参加費2,000円/人
定員	オンライン 100名様まで
申込期日	9月11日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

- ①本研修はZOOMウェビナーによるオンラインのみでの開催になり、テキストのご用意が必須となります。
- ②お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
- ③共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- ①テキストを既に所持している場合においては別途購入の必要ございません。
- ②申込締切はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。
その為締切後の追加購入やキャンセルはお受け致しかねますのでご注意ください。
- ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
- ④テキストの発送・請求は当会からではなく(株)税務研究会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。



とても多才な6代目、藤井城さん。ちなみに、後ろの額のなかの書も、藤井さんの直筆

会員企業訪問シリーズ

神田 わが街

第5回

神田博善

商号は博善株式会社。創業の地は神田鎌倉町（現内神田2丁目）。平成11年から現住所に移転し、都心部を中心に都内全域に営業展開している。さまざまな形式、形態の葬儀にも対応している。元内閣総理大臣の佐藤栄作氏、大平正芳氏、元東京都知事的美濃部亮吉氏、読売巨人軍監督水原茂氏など、数多くの著名人の葬儀、大企業の社葬の施行実績がある。

企業データ

- 本社 東京都千代田区神田錦町1丁目13番地
TEL 0120-878-890
- 創業 明治34年
- 設立 昭和4年
- 資本金 1,600万円

2023年8月現在



これからの多死社会と どう向き合っていくべきか

コロナ以前から伸び悩んでいた 葬祭業界

コロナ禍で打撃を受けた業界のひとつに葬祭業界が挙げられる。神田錦町1丁目に本社を構える神田博善の6代目、藤井城さんによると、意外にも「コロナ禍以前から、葬祭業界の市場はずっと伸び悩んでいた」とのこと。超少子高齢化時代、生まれる人より亡くなる人が多い状態が続いているのだから、葬祭業は右肩上がりの成長産業と思いきや、そう単純な話ではないようだ。

藤井さんによると核家族化、信仰心の希薄化などさまざまな理由が考えられるが、平均寿命が延びたことが要因のようだ。理由はふたつ。まず、定年退職して現役を退くと、交際範囲が狭まる。引退してから20年、30年経ってから亡くなっても、そもそも葬儀に呼ぶ人が少ないので、家族葬など葬儀が小規模化した。もう一点。医療や介護などに老後資金を費やし、葬儀に回せる予算がそもそも少ない。実際に、葬儀の件数は増えているにもかかわらず、売上はそれに比例せずに伸び悩んでいたのが、コロナ前の葬祭業界だったのだ。一方で、成長産業と目されていたこともあり、この20年で新規参入者は急増した。

経済産業省が公表している特定サービス産業動態統計調査によると、葬祭業の全国の事業所数は2000年が553社であったのに対し、2020年は2,544社。業界の従業者数は2000年が9,524人に対し、2020年は2万4,278人。いかに熾烈な競争が繰り広げられているか推して知るべし。そこへ持って来て未知のウィルスのパンデミックに見舞われたのである。「ただ、弊社の場合は、歴史と神田という土地に助けられた感があります。神田は横のつながりが強いですからね。たとえば、新興住宅地や高層マンションなどでは、家族が亡くなったことすら近所に伏せるような風潮が高まっています。義理人情の厚い神田ではそうはいきません（笑）。また、もともと弊社はリピーターや紹介が5割。築地本願寺をはじめとするお寺さんからの依頼が2割。私の個人的なつながりで2割、残りの1割は千代田区からの依頼なんです。まったく縁のない新規客というのはほとんどいませんでした」と藤井さん。

全国の火葬場の99%は公営だが 東京は特殊

東京における葬祭業の近代史は、神田博善

ともう一社、今は港区芝浦に本社を構える東京博善の歴史といっても過言ではない。そもそも江戸時代までは日本でも土葬が主流だった。明治に入り人口が東京に集中したため、埋葬スペースが不足。加えて明治12年と19年にコレラが大発生し、10万人が亡くなった。そのようなこともあり、東京で火葬場が普及し始めた。しかし、衛生上の観点から周辺住民の反対運動が起きた。明治20年に千住にあった火葬場が日暮里に移転され、その運営を託されたのが実業家の木村莊平氏だった。木村氏は当時、日本最大の牛鍋チェーン「いろは」を創った近代食肉産業のパイオニアであり、その手腕を買われたのである。木村氏が火葬場を運営するために設立したのが東京博善（株）だ。当時、火葬業は卑しい仕事と見られていた感があったため、「善を博（ひろ）める」という思いを社名に込めた。

やがて東京博善は都内にあった亀戸、砂村、落合、代々幡などの火葬場を次々と吸収合併した。そして大正時代に入り多くの方が犠牲になった関東大震災の後の総会で、葬祭会社は利益の追求ではなく、宗教的精神に重きを置くべきであると新たな方針を掲げた。経営を僧侶に任せることになり、日蓮宗大本山法華経寺貫主の宇都宮日綱氏が社長、浄土真宗赤羽山法善寺住職の中山理々氏が常務、日蓮宗堀之内妙法寺を代表し藤井教詮氏が監査役に任命され、新たな東京博善（株）が発足した。

その後、紆余曲折を経て、昭和4年に東京博善と神田博善は分社化し、東京博善は主に火葬業を、神田博善は葬儀部門を取り仕切ることになった。先述の宇都宮家、中山家、藤井家の三家がいわばたすき掛けのような形で順番に代表に就き、昭和60年までは両社の代表を兼務していた。厚生労働省によると、2021年時点で恒常的に稼働している全国の火葬場の数は1,373施設。基本的に火葬場の経営主体は地方公共団体であり、民間はこの中のわずか1%、15施設のみ。なぜかという、周辺住民が反対するために、民間企業が火葬場を新設することは困難なのだ。一方、火葬場の歴史が古い東京に関しては全く逆転していて、23区内では9施設のうち、公営は臨海斎場と瑞江斎場の2カ所のみ。残りの7社は民間で、その内の町屋、落合、代々幡、四ツ木、桐ヶ谷、堀之内の6施設を東京博善が経営しているのである。

この点に目を付けたのが廣済堂（現廣済堂ホールディングス）創業者の櫻井文雄氏だった。櫻井氏は上場していない東京博善の株を買い集め、昭和58年に筆頭株主になった。そして昭和60年に東京博善の代表取締役役に就任。約60年間続いた僧侶による経営はここで幕を閉じたのだった。平成4年には火葬場の近代化に着手するために増資し、廣済堂が筆頭株主になり、令和2年に完全子会社化された。

きちんと送り出すことで 人は浄化される

一方、神田博善は昭和61年、初代監査役だった日蓮宗堀之内妙法寺の藤井教詮氏の嫡男、教海氏が5代目の代表取締役役に就任。教海氏は大株主ではあったものの、自身は一部上場企業のゲンゼ産業に入社し取締役役にまで上り詰めた人物。財務諸表に強く、ゲンゼ産業の役員を退いた後に神田博善に入り近代化経営を推し進め、病気で亡くなる平成17年まで舵を取った。教海氏の嫡男だった城氏は大学卒業後、平成元年に輸入車販売会社の株式会社ヤナセに入社。3年ほど営業部でベンツを売った後、2代目社長の梁瀬次郎氏の秘書になった。次郎氏といえば、ヤナセを自動車輸入の最大手企業に育て、日本人として5人目の米国自動車殿堂入りを果たした立志伝中の人。「とにかく強烈な人でした」と城さんは回想する。当然、交友関係も広く、その時の人脈が今も生きているという。そして、父が現役のうちに経営について学びたいと、ヤナセを退社して平成10年に神田博善に入社。平成17年に父からバトンを受け継いだ。近年は現役世代であっても、喪主の意向で葬儀が簡略化されたり、あるいは葬儀は近親者のみで行うようにと遺言めいたことを口にして亡くなるケースも増えているという。「私は、それは違うのではないかなと思うんです。そもそも葬儀というのは故人を偲ぶ場であり、残された人たちが故人の遺徳をたたえる場であるんです。葬儀できちんと送り出すことによって、そ



幼少の頃からギターを弾いていた藤井さんは、三味線奏者というもうひとつの顔を持っていて、2004年にはJ-PROJECTというバンドを結成し、翌年にアルバム「Alternative」を発売。写真はそのジャケット



こちらはご長男の藤井黎元さんのCDアルバムのジャケット。黎元さんは国内外で活躍するプロの三味線奏者

の人の存在の大きさがしっかりと記憶に残るというか。葬儀の期間というのはとても重要で、できる範囲でちゃんとやってあげばケジメがつくというか、送り出したという納得感があるから、いつまでも切ない思いや悲しい思いをせずにすみます。人はそうやって浄化されるんですよ」という6代目の言葉には重みがある。2030年には人口の3人に1人が65歳以上になり、2040年には年間の死者数がピークを迎え168万人に達するといわれる。この多死社会に、私たちは今一度、死者を弔うということにしっかりと向き合うべきではないだろうか。

レポート◎山根和明（広報委員会）

神田博善

代表取締役社長

藤井城（ふじいじょう）

昭和40年5月東京都世田谷区生まれ。平成元年国際武道大学卒業（一期生）。自動車輸入会社の株式会社ヤナセ入社。平成10年に博善に入社し17年から代表取締役社長。小学5年から少林拳法をはじめ、高校時代は3年間東京都チャンピオン。また、社会人になってから津軽三味線をはじめ、現在は工藤流津軽三味線師範、工藤菊詩城という芸名で活躍し、青城会の会主として後進の指導育成にも当たっている。長男の藤井黎元さんは第6回津軽三味線日本一決定戦で優勝し、現在はプロの三味線奏者として国内外で活躍。神田法人会 第四地区長 神田錦町1丁目町会長 公益財団法人 日本民謡協会 師範教授



ChatGPTの使用にあたっての法的な注意点

第1 はじめに（ChatGPTとは）

ChatGPTとは、米国人のOpenAIが開発し、2022年11月にリリースした対話型の生成系AIをいいます。大量の文章データを学習しており、より自然な会話に近づくための機能も搭載されているため、ユーザーが質問等を入力すると、まるで人間が作成したような回答が返ってきます。

ChatGPTを使用することで、文章作成等、様々な場面で業務効率化を図ることができますが、いくつかの法的な注意点もあります。今回は、ChatGPTの使用に際して留意すべき法的なポイントについて解説します。

第2 民法、刑法上の問題

1 名誉棄損、信用棄損等の問題

ChatGPT等の大規模言語モデルの仕組みは、あくまでも、ある単語の次に来る可能性が高い単語を予測し、それを繋げて回答するものに過ぎません。そのため、一見それらしい回答が出たとしても、その内容が事実と反していることは十分に考えられます（例えば、実際には実在しない飲食店を、それらしく回答すること等）。

ある事柄についてChatGPTに質問をし、真偽の確認をしないままこれをそのまま利用することは、誤った情報に基づいた経営判断に繋がりがかねないことはもちろんのこと、これをそのまま外部に公表等すれば、当該法人や個人に対する名誉棄損や信用棄損等に当たる可能性もあるため、注意が必要です。

2 秘密保持義務違反等の問題

例えば、ある取引先と秘密保持契約を締結しているにもかかわらず、秘密保持の対象となっている事柄についてChatGPTに入力した場合、秘密保持義務違反として、契約の相手方に対し、損害賠償の責任を負う可能性があります。

第3 弁護士法等の業法違反の問題

例えば、ある会社がコンサルティング業務を行うとして、その業務にあたりChatGPTからの回答を利用する場合、その回答内容に法律や会計・医療等の業法が存在する分野が含まれる場合には、それぞれの業法違反に問われる可能性があります。

ChatGPTを用いれば、一見「それらしい」回答が得られるため、安易にその回答を用いたビジネスを展開することは避けるべきでしょう。

第4 個人情報保護法に関する問題

1 個人情報の取得の場面

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあつ

ては、その利用の目的をできる限り特定する必要があります（個人情報保護法第17条）。

同事業者においてChatGPTの利用が想定される場合には、既にプライバシーポリシー等で個人情報の利用目的を定めていたとしても、そのままの記載で足りるか、必要に応じて改訂も検討するべきです。

2 個人情報の入力の場合

議論もあるところですが、事業者が適法に取得した個人情報をChatGPTに入力する場合は、外形上、個人情報の第三者提供（個人情報保護法第27条）に該当する可能性が高いです。

社内や取引先の個人情報を入力する場合は、原則、本人の同意が必要になると考えるのが安全です。

第5 知的財産法上の問題

まず、他人の著作物を含むデータをChatGPTにそのまま入力する行為は、その行為自体、著作権侵害の問題になり得ます。

また、①他人の著作物に依拠し、②当該著作物と類似性があるものを利用した場合には著作権侵害となります。そのため、他人の著作物そのものを入力しなくても、例えば、特定の作家の氏名を記載して、その作風で作品を作るよう指示し、その結果を公表等すると、上記①②の要件を満たすと判断され、これも著作権侵害となる可能性があります。

著作権侵害に対しては、損害賠償等の民事上の責任はもちろんのこと、刑事罰が課される可能性もあるため、特に注意が必要です。

第6 まとめ

ChatGPTは、経営者にとって有益なツールとなり得ますが、主に上記のような法的な注意点が存在することは念頭にしておくべきです。自分は気を付けていても、例えば社員の誰かが問題のある使い方をしていれば、会社としての問題にもなり得ます。必要に応じて、ChatGPTの使用についてまとめた社内規程の作成も検討するべきでしょう（一律に利用を禁止している企業もあると聞きます）。

AI技術はものすごいスピードで進化しており、関連する法的問題も目まぐるしく変わるため、その動向には常に注意をする必要があります。

【講師プロフィール】

周 将煥 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所

〒100-0005 千代田区丸の内3-1-1 国際ビル407

TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

ChatGPTブーム追い風に、「生成AI」活用・検討企業が6割超

生成AI（人工知能）を活用したビジネスの将来性に関心が高まっている。膨大な学習データをもとに、利用者が入力した質問やメッセージに対し、適切な回答（文章や画像、音楽など）を導き出す性能の高さが世界中で注目されている。

とくに米スタートアップのオープンAI社開発の『Chat（チャット）GPT』の活用事例が、国内でも多くのメディアで取り上げられている。さまざまな業務の生産性を高め、新たなビジネスチャンスになる可能性も秘めている。そこで帝国データバンクでは、生成AIの活用状況についてアンケートを実施した（期間は2023年6月12～15日、有効回答企業数は1,380社（インターネット調査））。

生成AI（人工知能）の活用について尋ねたところ、【業務で活用している】と回答した企業の割合は9.1%だった。また、【業務での活用を検討】している企業は52.0%と全体の過半数を占めた。この結果、生成AIを『活用・検討』している企業の割合は61.1%にのぼり、6割を超えた。

【業務での活用を検討していない】企業は23.3%だった。なお、「知らない」は4.3%、「分からない」は11.4%だった。活用を検討しているが、現時点では活用イメージが湧かない企業の割合が4割弱と最も高く、企業からは「使用したいが、使い方がよく分からない。詳しい社員もいないのでしばらく静観する

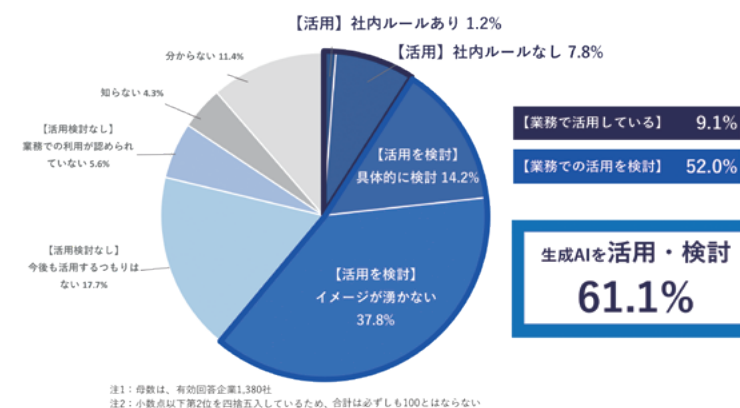
しかない」（輸送用機械・器具製造）との声があった。業務で生成AIの活用を前向きに検討していきたいと考える一方で、現時点では自社の業務での具体的な使い方やイメージが湧きにくい実態がみられた。

規模が大きいほど生成AIを活用している企業割合が高まる一方、「利用禁止」企業の割合も高い。「情報漏洩リスクが懸念され、グループ全体で使用禁止になっている」（電気機械製造）など、規模の大きい企業やグループを中心に利用ルールが定められているケースが多い一方、利用を認められていないケースも多い傾向がみられた。また、活用したことがある、または活用したい生成AIサービスは何かと尋ねたところ、認知度の高さからChatGPTが9割近くを占めており、他の生成AIを大きく上回った。

ポストコロナに向けた経済活動が本格化し人手不足感が高まるなか、一部の業種や業務では、生成AIを活用した生産性の向上が人手不足緩和の一助になると期待されている。生成AIの活用は大きな可能性を秘める半面、情報の正確性の問題や誤った使い方による情報漏洩や、権利関係の侵害といったリスクがあるといわれる。こうした背景から、政府は2023年5月にAIの活用方針を議論する「AI戦略会議」を設置したほか、G7広島サミットでChatGPTなど生成AIに関して国際的なルール作りの推進が合意された。

話題となっているChatGPTは公開からまだ半年あまりの新たなサービスである。現時点ではビジネス上の直接的な利用において課題を抱えているが、これから急速に修正・改良されていくものとみられる。今後、生成AIのさらなる機能の開発や国による適切なルール作りが進むにつれ、企業による生成AIの活用や普及を通じて、生産性向上や人手不足の解消に貢献していくことが期待される。

■ ChatGPTなど生成AIの活用状況



令和版

食いしん坊手帖

Vol.5

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



身からあふれ出る脂が秘伝のタレと絡み合い、濃厚な滋味を創り出す。写真はうな重（特上）

良心的な兄弟が切り盛り。 神保町でウナギ一筋 77年の専門店。

レポート◎山根和明（広報委員会）



見るからにふんわり焼きあがったウナギ。ほろほろと舌の上でとろけてしまう

なかや蒲焼店

千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル1F
電話：03-3518-9095
●営業時間：【月～金】昼の部 11:30～13:30（LO）
夜の部 17:00～20:00（LO）
【土】11:30～13:30（LO）
●定休日：日曜日・祝日・土曜夜
全25席 12名より貸し切り可



店舗入り口にて。向かって左が兄の高木康行さん、右が弟の祐実さん

夏場にウナギが食べたくなる理由

夏場の土用丑の日にウナギを食べる習慣がどのように始まったかは諸説あるが、江戸時代に蘭学者の平賀源内が作ったキャッチコピーがバズったという説が有力だ。本来、ウナギが最も美味しいのは秋である。川の天然ウナギは水温が下がる冬場に備え、秋にエサを飽食して、体内に脂を蓄える。一方、夏場は脂が乗る前の状態。どうしたら、夏場でもウナギを売れるかという相談をあるウナギ屋が平賀先生にしたところ、「土用丑の日鰻の日」、「夏バテ防止に鰻を食べよう」などというキャッチコピーを書いてもらった。これにより夏土用丑の日に飛ぶように売れて、全国に波及したという話である。

もっとも、万葉集に「石麻呂にわれ物申す夏痩せによしといふものぞ鰻捕り食せ」という大伴家持の歌があるように、豊かな滋養がウナギにあることは昔から知られていたようだ。実際、あの細長い川魚には体調を維持するために必要なビタミンA、ビタミンB1、B2、ビタミンD、ビタミンEや、いわゆる

善玉コレステロールを増やしてくれるDHA、EPAなどが多く含まれている。東京のうだるような暑さで食欲が減る一方、なぜだかウナギを食べたくなるのは、自然の摂理なのかもしれない。

終戦直後に祖父が リヤカーでウナギの引き売り

神保町の交差点から白山通りを水道橋に向かって100mほど行った右側に、「神保町なかや」という看板を掲げたウナギ専門店がある。終戦直後に、創業者の故・高木実氏がリヤカーにウナギを乗せて神田駅～すずらん通りにかけて引き売りをしていたのが始まり。そして昭和21年、念願の店舗を古書店が建ち並ぶすずらん通りに構えた。当時、米は配給制だったため、メニューは蒲焼のみ。そのため、店名も「なかや蒲焼店」になった。というのは表向きで、実際は店裏で闇米を用いて常連さんにうな丼を提供していたそう。昭和33年に浅草橋に姉妹店を出し、平成14年にすずらん通りから靖国通りをまたいださくら通りに移転。そして2021年12月に、現在の場所に移転。移転後は創業者の孫である高木康行、祐実兄弟が店舗を切り盛りしている。「物心着いた頃から、祖父にお前は店を継ぐんだと言われて育ちましたので、調理師専門学校を卒業して迷うことなく20歳で働き始めました」と語るのは兄の康行さん。一方、弟の祐実さんは元々専門店で和食を学び、20年前にさくら通りに移転したタイミングで入店した。「当時は六本木の先輩の店を手伝っていましたが、父から刺身とかもやりたいと聞かされていたし、ちょうど子供が生まれたのでいい機会だと思ひまして」と語る。基本的にウナギを焼くのは兄、それ以外の料理は弟が担当する。

ウナギには1尾1尾個性がある

神田界隈の老舗うなぎ店にしては、料金は良心的である。うな重（並）は2,900円、（上）は3,700円、（特上）は4,700円。目安として（並）はウナギ半身、（上）は4分の3。（特上）は1尾。その上に（大名）なるメニューもあるが、これは（上）が



養殖ウナギの場合、夏場でも脂が抜けるということはない。1尾1尾の個性を見極めて、しっかりと焼き上げる



清潔感あふれる店内。テーブルは9卓。全25席。12名から貸し切りも可能



茹でた肝にわさび醤油を合えた「きもわさ」（1,000円）。夜のメニューも充実している



これが日本酒のドラフトサーバー KEG DRAFT。大信州のKEG DRAFTを導入しているのは都内でも大変珍しいという

ご飯の上だけでなく中にも入っているという豪勢なうな重。兄弟がおすすめという（特上）をいただくことに。重箱の蓋を外すと、箱からはみ出さんばかりに肉厚のウナギが鎮座していて、ご飯がほとんど見えない。（特上）と呼ぶにふさわしい眺めだ。豊満な身からあふれ出た脂が艶めかしい光沢をたたえている腹側からかぶりつく。噛まないうちから、舌の上で身がとろけるようだ。創業時から継ぎ足して使っているという秘伝のタレとウナギの脂が精妙に絡み合い、濃厚な滋味を創り出している。ウナギは大きいほど、脂が乗る。しかし、脂が乗り過ぎていると「しつこい」と感じるから人間は厄介だ。といって、脂が少ない小型だと物足りない。この日いただいたのは身の大きさからして300g級の大型サイズと思われる。しかし、大型にありがちなしつこさはない。どういうわけか。「ウナギには1尾、1尾個性があります。焼いていると、それが分かってきます。なので、脂がしつこいと思われたウナギは、じっくりと焼いて脂を落としてやるんです。身の柔らかさ、タレの染み方、色の付き方など、1尾1尾違うんですね」とウナギを焼いて25年の康行さん。なかやでは、国産の養殖ウナギを川魚問屋から毎朝仕入れている。ご存じのように、シラスウナギの不漁が毎年のように報じられている。この影響で仕入れ価格も上昇しているが、もうひとつ大きな変化が。元々、東京では1kgあたり6尾、つまり150g前後のサイズが主流だった。しかし、少ない稚魚を大きく育てて出荷しようという傾向が近年は強くなり、1kgあたり3～4尾をなかやでは仕入れることが多くなった。そのサイズになると骨が当たりやすくなる。そのため、康行さんはウナギを蒸した際に、大きな骨はできるだけ取っている。夜のメニューも充実している。定番の「うざく」や「肝焼き」のほか、茹でた肝にわさび醤油で合えた「きもわさ」なる逸品も。鰻串は肝のほかにひれ（背ビレ）やかしら（頭）、ばら身（あばら骨周辺）など、左党には聞き捨てならない一品が並ぶ。日本酒は北アルプスの天然水を仕込み水にした松本市の蔵元「大信州」推し。また、日本酒を生酒（ドラフト）の状態で長期間提供できるKEG DRAFTというサーバーを導入しており、神田にしながら大信州の生酒をいただけるのもうれしい。

ペットボトル水の賞味期限は「飲めなくなる期限」ではない

『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）という拙著のタイトルは、初めてお会いした新書編集長が、会ったその日に考えてくださったものです。「賞味期限を過ぎると食べられなくなってしまう、飲めなくなってしまう」と思い込んでいる人がいますが、決してそうではないのですよ、という意味を込めたタイトルです。ある講演で、主催者の方に「この本のタイトルを演題にしてもいいですか」と言われて承諾したことがあります。すると、参加していた食品企業の方が「賞味期限がウソだなんて（ひどい）」という趣旨のことをおっしゃいました。では、すべての賞味期限は本当に「賞味するための期限」なのでしょうか。いえ、そうではありません。

例として、ペットボトル入りのミネラルウォーターを挙げてみましょう。ガラス瓶と違って、ペットボトルに入っている水は、長期間保管しておく容器を介して水が蒸発していきます。ボトルがへこんでしまう場合もありますね。「2リットル」などと内容量が書いてあっても、長く保管しておく中の水が蒸発して、それだけの中身の量が入っていない時期が来ます。書いてある内容量と中身の量には、ある程度の誤差範囲が認められています。でも、その誤差範囲を超えるほど中身の量が少なくなると、日本では計量法に違反するということになり販売できなくなってしまう。そこで、ペットボトル入りのミネラルウォーターには、「この日（この月）までは、書いてある内容量がちゃんと入っていますよ」と担保できる期限が印字されているのです。書いてある日（月）が過ぎたら、たちまち飲めなくなるわけではありま

せん。そもそもペットボトル入りのミネラルウォーターは、ろ過・殺菌されていますから、すぐにだめになるわけではないのです。

2016年の熊本地震の際、全国からペットボトル入りミネラルウォーターが支援物資として集まりました。地震から3年たっても期限切れの水が130トンある状態で、熊本市は花壇の水やりや手足を洗うのに使っていました（熊本日日新聞による）。また、2019年に発生した千葉県の台風の際は、富津市が誤って期限切れの水を市民に配ってしまったことをおわびしましたが、それをマスメディアが大きく報じました。でも、ペットボトル入りミネラルウォーターに表示されている賞味期限は「内容量が担保できる期限」なのですから、自治体はそのことを説明し、中身を確認すれば使えることも説明した上でおわびをすれば済んだことではないでしょうか。

備蓄してある食料や水は、賞味期限が切れる前に入れ替えをするのが理想です。そうはいても、うっかり忘れてしまうこともあるでしょう。いざ、自然災害が発生して「水が必要だ」となったとき、たとえ賞味期限が過ぎていたとしても、中身を確認して使いましょう。水は命の綱なのですから。

【筆者紹介】

井出留美（いで・るみ）

奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学／女子栄養大学大学院）、修士（農学／東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、㈱office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

編集後記

6月の総会で、神田法人会の新体制が決まりました。藤井会長のもと、さらに新しい取り組みが具現化されていくのではないかと思います。デジタル推進特別委員会では、ホームページのリニューアルに始まり、20年以上手をつけられなかった法人会事務局内の基幹業務システム入替に取り組んでおります。IT化による業務効率UPも期待されていますが、業務フローベースでの見直しも必要で、議論も白熱しております。また、メールアドレスの登録者はやっと千社に届いたところで、道半ばです。さらなる登録数の増

進を図っていく必要があります。

また、広報委員会と連携して、法人なかまのデジタル配信やメールマガジン、事業のイベントや委員会の出欠確認メールなど、双方向でできる新しい取り組みを模索しております、そして、SDGsの観点からも、紙のご案内や資料を減らすことも必要です。皆様、メールアドレスのご登録をお願いいたします。例年よりも梅雨入りが早く、過ごしにくい気候が続きます。カラッと晴れた夏の日差しが待ち遠しいです。

広報副委員長 早川 智久



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
http://www.hakuzen.co.jp

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院（宗教者）に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環（慶弔とも）を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？ 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
（☎3294-2531）広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載！

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格／未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)／132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)／44,000円(税込)	A5サイズ・1色
記事中	33,000円(税込)／44,000円(税込)	A5サイズ・1色
	55,000円(税込)／66,000円(税込)	A4サイズ・1色

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布！

	会 員 価 格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR！

トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

100th

とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年
ホームページ



未来へ、今日も明日も。
興産信用金庫

K O S A N

1923年3月23日 創立
2023年3月23日 100周年

昭和30～40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

定価一六五円(税込)

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13

TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500

<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太

編集人 田中良一